

茨城県農業振興地域整備基本方針

令和4年(2022年)3月

茨 城 県

目 次

第1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	1
1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	
2	諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進	
3	農業上の土地利用の基本的方向	
第2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	5
第3	農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	7
1	農業生産の基盤の整備及び開発の方向	
2	広域整備の構想	
第4	農用地等の保全に関する事項	9
1	農用地等の保全の方向	
2	農用地等の保全のための事業	
3	農用地等の保全のための活動	
第5	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	11
1	農業経営の規模の拡大及び農用地又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	
2	農業経営基盤の強化に向けた施策	
第6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	12
1	農業の近代化のための施設の整備の方針	
2	広域整備の構想	
第7	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	14
1	農業を担うべき者の育成及び確保の方向	
2	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設・機械の整備	
3	農業を担うべき者の育成及び確保を図るための活動等	
第8	第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	15
1	農業就業者の安定的な就業の促進の目標	
2	農村地域における就業機会の確保のための構想	
第9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	16
1	生活環境施設の整備の必要性	
2	生活環境施設の整備の方向	

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

本県農業は、平坦で広大な農地、温和な気候など恵まれた生産条件を活かし、全国有数の農業産出額を誇っており、県民はもとより首都圏の消費者に新鮮で安全な食料を供給するなど重要な役割を担っている。しかし近年、社会経済情勢が変化するなかで、都市化に伴う宅地等への転用により農地面積が減少し、農業従事者の減少や高齢化と相まって荒廃農地が増加するなど、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地のかい廃が進行してきている。

一方、我が国の食料自給率（カロリーベース）は、主要先進国の中でも最低水準の約4割まで低下し、世界の食料需給の見通しなどを背景に、多くの国民が将来の食料事情に不安を抱いており、食料自給率の向上が求められている。また、農業は、自然環境と調和した生産活動を通じて、農産物の供給はもとより、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的な機能を発揮しており、ゆとりやうおいを重視する価値観が強まるなかで、このような多面的機能の発揮に対する期待が高まっている。

こうした食料の安定供給への期待に応え、農業生産活動を通じた多面的機能の十分な発揮を確保するためには、魅力とやりがいのある農業の確立を図る必要があり、それを支える優良農用地を確保し、保全することが重要である。

このため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）及び農地法（昭和27年法律第229号）の適切な運用を通じて、優良農用地を確保し、保全するとともに、県土の均衡ある発展に向けて、都市計画法（昭和43年法律第100号）等関係法令に基づく土地利用に関する計画との調整を基本に、秩序ある土地利用の確保を図る。

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標年及び目標設定の基準年

確保すべき農用地等の面積（農用地区域内の農地面積から荒廃農地の面積を除いたもの。）の目標年は令和12年とし、目標設定の基準年は令和元年とする。

(2) 目標設定の基準年の農用地区域内の農地面積

目標設定の基準年（令和元年）の農用地区域内の農地面積は、124,200ヘクタールとなっている。

(3) これまでのすう勢が今後も継続した場合における目標年までの農用地区域内の農地面積の減少

これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和12年時点の農用地区域内の農地面積の減少は、農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外（平成27年から令和元年までの5年間）や荒廃農地の発生（平成27年から令和元年までの5年間）などから、5,300ヘクタール程度の農地の減少が見込まれる。

(4) 目標年までの農用地区域への編入促進

農業振興地域における農用地区域以外の地域の農地のうち、法第10条第3項各号に掲げるものについて、農用地区域への編入を積極的に促進することにより、集団的に存在する農地であって一定の要件を備えたものの相当部分の面積を農用地区域に編入するほか、農

業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援、地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動の促進及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進による農用地区域への編入により、1,800ヘクタール程度の増加を見込む。

(5) 目標年までの荒廃農地の発生防止

農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化や農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の確保等の施策の拡充により、これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和12年までの荒廃農地の発生を防止するものとし、600ヘクタール程度の増加を見込む。

(6) 目標年までの荒廃農地の解消

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果、抜根、整地、区画整理、客土等により、通常の農作業による耕作が可能と見込まれるとされた農用地区域内の荒廃農地について、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農業生産基盤整備の効果的な活用その他関連施策により、令和12年までに2,200ヘクタール程度の解消を見込む。

(7) 本県において独自に考慮すべき事由

法第12条の2の規定に基づく基礎調査の結果による市町村農業振興地域整備計画の変更に伴う農用地区域内農地の減少や都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による農用地区域からの除外により100ヘクタール程度の減少を見込む。

(8) 目標年において確保すべき農用地等の面積の目標

農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進により、令和12年の確保すべき農用地等(農用地区域内農地)の面積については、現状(令和元年124,200ヘクタール)よりも800ヘクタール減の123,400ヘクタールを目標として設定する。

2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

(1) 農地の保全及び有効利用

経営所得安定対策の推進による農業経営の安定化に加えて、意欲ある多様な担い手に対する農用地の集積・集約化、地域の創意工夫による荒廃農地の解消、防災施設の整備改修等の施策を推進し、農用地の保全及び有効利用を図る。

特に、中山間地域等においては、地域の実情に即した農業生産基盤の整備を推進し、他の地域と比べて不利な生産条件の改善を図るとともに、中山間地域等直接支払制度の活用、優良種苗の安定供給や加工販売施設の整備による地域特産物のブランド化及び付加価値の向上並びにグリーン・ツーリズム等都市住民との交流により地域農業の活性化を促進する。

(2) 農業生産基盤の整備

農地中間管理機構と連携した担い手への農地の集積・集約化並びに大区画化、水田の汎用化・畑地化を一体的に進めるほ場の整備を推進するとともに、収益性の高い畑作農業の確立に向けて、畑地の区画整理、農道、農業用排水施設等の整備を推進する。また、自

動走行農機、ICT 水管理等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開するほか、農業用排水施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を推進するとともに、自然環境との調和や美しい景観の形成にも配慮しつつ、地域の特性に即した農業・農村の総合的な整備を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を農用地区域に編入するものとする。

(3) 非農業的土地需要への対応

農地転用を伴う農用地区域からの除外を行う場合には、都市計画等他の土地利用計画との調整を図りつつ、農用地区域内農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を図るとともに、農業振興地域整備計画の管理については、おおむね5年ごとに法第12条の2の規定に基づく基礎調査を踏まえて行うことを原則とし、農用地利用計画を尊重して、計画的な土地利用の確保に努める。

(4) 農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策の農用地区域における実施

農業振興地域は農業振興に関する施策を計画的に推進する地域であり、この農業振興地域のうち農用地区域は、農業生産の大宗を担う区域である。したがって、農業生産基盤整備事業等農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策は、原則として農用地区域を対象として行う。

(5) 交換分合制度の活用

農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農用地の集団化等を図るため、土地の所有者などその土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、交換分合制度を積極的に活用する。

(6) 公用施設又は公共用施設の整備との調整

国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第16条に規定される国及び地方公共団体の責務にかんがみ、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努める。

(7) 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針の変更又は農業振興地域整備計画の策定若しくは変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和を図り、農地法、都市計画法等関係法令との調整を適正かつ円滑に進めるため、関係部局間の連携体制を整備するとともに、必要に応じて、幅広い関係者の意見を求める。

(8) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握等

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

3 農業上の土地利用の基本的方向

本県は、県土面積約 60 万ヘクタールを有し、気候が温和で自然災害が少なく、豊富な水資源を有するなど、多くの恵まれた自然的条件を有している。

また、県土の発展を支える交通基盤の整備や筑波研究学園都市への研究機関の集積、県北臨海部や鹿島臨海工業地帯への工業集積などにより、先端技術を研究開発する上で恵まれた環境を有している。

今後は、我が国全体の人口が急激に減少する中でも、本県人口は、これらの資源を活かした産業の創造や企業誘致を進めることにより、企業従事者等の転入等によって、緩やかに減少していくと見込まれることから、農地の宅地等への転用も同様に緩やかな減少傾向を示すものと考えられる。

このような状況のもと、食料の安定供給への期待に応え、農業生産活動を通じた多面的機能の発揮を図るためには、農業以外の土地需要に適切に対応しながら、計画的で合理的な土地利用を確保し、自然環境と調和した自信と誇りの持てる農業の確立に向けて総合的な施策を推進することが重要である。

このため、農業振興地域制度の適切な運用を通じて、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備の対象地等の優良農地を農用地区域として設定し、地域特性を踏まえつつ計画的にその農業上の利用の確保を図る。

農用地区域においては、次の基本的方向のもと、県全域の整備目標を定める計画等に基づき農業生産基盤の整備や農業振興に関する施策を推進し、魅力とやりがいのある農業経営の展開を図ることにより、地域農業の発展を支える農用地の確保、保全及び効率的利用を促進する。

(1) 概して平坦で広域な水田地域を成している利根川、鬼怒川、小貝川、霞ヶ浦、北浦、久慈川、那珂川、溜沼等の沿岸地域については、意欲ある担い手への農地の集積・集約化と一体となったほ場の整備、汎用化のための農業用排水施設の整備等を促進し、土地利用型農業の一層の合理化を図る。

中小河川流域の水田、台地間の帯状の水田、谷津田等についても、自然環境との調和や美しい景観の形成に配慮しつつ、地域の特性に即した農業・農村の総合的な整備を進める。

また、農業経営の安定に向けて、有機栽培米、特別栽培米など特色ある米の生産や麦、大豆及び園芸作物を有効に組み合わせた複合経営の展開を促進する。

(2) 県北部の山間地域を除く洪積台地の畑地及び樹園地については、区画整理、農道及び農業用排水施設の整備を進めるとともに、野菜、果樹及び花きを中心として、省力化や施設化の推進、集出荷体制の整備、自然環境に配慮した生産技術の普及等を推進し、地域の創意工夫を活かした付加価値の高い農業経営の展開を図る。

(3) 県北部を中心とした中山間地域については、優良種苗の安定供給、加工販売施設の整備等により、常陸秋そば、こんにゃく、茶、常陸大黒（花豆）などの地域特産物のブランド

化と付加価値の向上を図るとともに、さまざまな観光資源や美しい農村風景等を活用した都市住民との交流を促進し、地域農業の活性化を図る。

また、都市及びその近郊地域については、限られた耕地で高い収益が得られるよう高収益施設園芸の促進を図るとともに、市民農園の整備等による農業体験の機会の拡大を図る。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

(指定予定地域)

令和元年12月31日現在

市郡別	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模		備考
			総面積	農用地面積	
市	水戸地域 (水戸市)	水戸市のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	16,960 ha	7,504 ha	
	日立地域 (日立市)	日立市のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	9,635	1,366	
	土浦地域 (土浦市)	土浦市のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	8,090	4,231	
	古河地域 (古河市)	古河市のうち都市計画法の市街化区域等を除く区域	8,947	4,884	
	石岡地域 (石岡市)	石岡市のうち都市計画法の市街化区域、用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	17,830	7,588	
	結城地域 (結城市)	結城市のうち都市計画法の市街化区域を除く区域	5,734	3,731	
	龍ヶ崎地域 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎市のうち都市計画法の市街化区域等を除く区域	5,815	3,406	
	下妻地域 (下妻市)	下妻市のうち都市計画法の用途地域を除く区域	7,522	4,294	
	常総地域 (常総市)	常総市のうち都市計画法の市街化区域及び用途地域等を除く区域	11,522	6,278	
	常陸太田地域 (常陸太田市)	常陸太田市のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林を除く区域	27,838	6,157	
	高萩地域 (高萩市)	高萩市のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	11,981	1,296	
北茨城地域 (北茨城市)	北茨城市のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	10,895	1,473		

笠間地域 (笠間市)	笠間市のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	20,742	5,412	
取手地域 (取手市)	取手市のうち都市計画法の市街化区域等を除く区域	5,120	2,450	
牛久地域 (牛久市)	牛久市のうち都市計画法の市街化区域を除く区域	4,465	1,771	
つくば地域 (つくば市)	つくば市のうち、都市計画法の市街化区域、水郷筑波国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除く区域	22,057	11,072	
ひたちなか地域 (ひたちなか市)	ひたちなか市のうち都市計画法の市街化区域等を除く区域	5,069	2,502	
鹿嶋地域 (鹿嶋市)	鹿嶋市のうち都市計画法の市街化区域等を除く区域	7,904	2,416	
潮来地域 (潮来市)	潮来市のうち都市計画法の市街化区域等を除く区域	5,054	2,103	
守谷地域 (守谷市)	守谷市のうち都市計画法の市街化区域を除く区域	2,578	937	
常陸大宮地域 (常陸大宮市)	常陸大宮市のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	31,340	4,741	
那珂地域 (那珂市)	那珂市のうち都市計画法の市街化区域等を除く区域	8,769	4,811	
筑西地域 (筑西市)	筑西市のうち都市計画法の市街化区域等を除く区域	18,660	11,422	
坂東地域 (坂東市)	坂東市のうち都市計画法の市街化区域等を除く区域	11,168	5,886	
稲敷地域 (稲敷市)	稲敷市のうち都市計画法の市街化区域等を除く区域	16,342	9,833	
かすみがうら地域 (かすみがうら市)	かすみがうら市のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	10,966	5,366	
桜川地域 (桜川市)	桜川市のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	14,947	5,679	
神栖地域 (神栖市)	神栖市のうち都市計画法の市街化区域を除く区域	10,078	2,222	
行方地域 (行方市)	行方市のうち都市計画法の用途地域等を除く区域	16,160	7,629	

	銚田地域 (銚田市)	銚田市のうち都市計画法の用途地域等を除く区域	19,655	10,054	
	つくばみらい地域 (つくばみらい市)	つくばみらい市のうち都市計画法の市街化区域等を除く区域	7,094	4,174	
	小美玉地域 (小美玉市)	小美玉市のうち都市計画法の用途地域等を除く区域	13,083	6,670	
東茨城郡	茨城地域 (茨城町)	茨城町のうち都市計画法の市街化区域等を除く区域	11,053	5,777	
	大洗地域 (大洗町)	大洗町のうち都市計画法の市街化区域及び港湾法の港湾隣接地域等を除く区域	1,391	650	
	城里地域 (城里町)	城里町のうち都市計画法の市街化区域、用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	11,871	3,001	
那珂郡	東海地域 (東海村)	東海村のうち都市計画法の市街化区域等を除く区域	2,648	1,161	
久慈郡	大子地域 (大子町)	大子町のうち都市計画法の用途地域、規模の大きな森林を除く区域	27,375	2,350	
稲敷郡	美浦地域 (美浦村)	美浦村のうち都市計画法の市街化区域等を除く区域	3,072	1,373	
	阿見地域 (阿見町)	阿見町のうち都市計画法の市街化区域等を除く区域	5,029	2,002	
	河内地域 (河内町)	河内町全域	4,432	2,904	
結城郡	八千代地域 (八千代町)	八千代町のうち都市計画法の市街化区域を除く区域	5,767	3,755	
猿島郡	五霞地域 (五霞町)	五霞町のうち都市計画法の市街化区域等を除く区域	2,012	924	
	境地域 (境町)	境町のうち都市計画法の市街化区域を除く区域	4,319	2,269	
北相馬郡	利根地域 (利根町)	利根町のうち都市計画法の市街化区域を除く区域	2,280	1,390	
計	44地域		475,269	186,914	

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

農業の生産性の向上と食料の安定供給の確保を図るため、自然環境との調和に配慮しつつ、次の方向のもとで農業用排水施設の整備、農地の集積・集約化と一体となったほ場整

備、畑地の基盤整備など農業生産基盤の総合的な整備及び開発を推進する。

特に、広域的な農業用水の確保と用水の安定供給に向けて、那珂川沿岸農業水利事業など農業水利事業やこれに関連する基幹的用水施設等の整備を推進するとともに、農地中間管理機構と連携した担い手への農地の集積・集約化並びに大区画化及び汎用化を一体的に進めるほ場の整備、高品質な青果物を安定供給できる畑作農業の展開に向けた畑地の区画整理や農業用水施設、農道等の整備、農業用水の水質保全を通じて生産条件の改善を図る農業集落排水施設の整備、農産物の流通の効率化等を図る基幹農道の整備等を推進する。

1 農業生産の基盤の整備及び開発の方向

(1) 水田の整備及び開発

ほ場の区画については、大型機械化体系に対応し得る区画を目標に整備を推進するものとするが、比較的平坦な地域においては大区画を、県北部の山間地域等においては、その地域の実情に応じ得る区画を目標に整備する。

水利条件については、用排水分離及び基幹的用水施設等の整備による用水の安定供給を図るとともに、大型機械による一貫作業体系を前提として、排水施設の整備による水田の汎用化を進めるものとする。また、農業集落排水施設の整備を進め、水質の保全を図る。

農道については、その地域の条件を勘案し、原則として導入機械を考慮した幅員及び密度により整備を推進する。

水田の間に点在する畑地等については、作業能率及び生産性の向上を図るため、ほ場整備の段階で積極的に団地化し、利用促進を図る。

(2) 畑地の整備及び開発

農業機械の大型化による営農体系の確立及び農地の流動化による経営規模の拡大を促進し、多様な消費者ニーズに応える収益性の高い畑作農業の確立を図るため、区画整理、農道及び農業用水施設の整備を地域の営農形態等に応じて推進する。

また、霞ヶ浦用水事業及び那珂川沿岸農業水利事業等により、広域的な農業用水を確保し、用水を活用した生産性の高い作物への転換を可能にする農業生産基盤の整備等を図るため、水田の整備と併せ、畑地の区画整理並びに農業用水施設等の整備及び開発を積極的に推進する。

(3) 樹園地の整備及び開発

土地利用の基本方向に沿って果樹園ごとに集団化及び団地化を推進することを目的として、区画整理、農道及び農業用水施設の整備を推進する。特に、県南部及び県西部における畑地と樹園地の混在が著しい地帯については、畑地の整備と併せて集団化及び団地化を促進する。

(4) 採草放牧地の整備及び開発

乳牛及び肉牛の生産振興を図るため、採草放牧地と隣接する農地等を一体的に整備及び開発することで、自給飼料生産の効率化と生産性の向上を図る。

2 広域整備の構想

(1) 用排水改良等

ア 利根川水系に属する利根川本川、鬼怒川及び小貝川とこれらに流入する各河川の沿岸に開けた水田地帯並びにその周辺の畑作を重点とする地帯は、本県における主要な農業地帯であることから、当該利根川水系の一貫した利水を考慮し、基幹的用排水施設の整備、区画整理と一体的に暗渠排水等の排水改良施設の整備を実施して、水田の汎用化を図る。

また、霞ヶ浦用水事業に係る畑地帯については、畑地の農業用水施設を中心とした水利施設の整備及び区画整理の実施により、農業生産の安定と生産性の向上を図る。

イ 那珂川水系に属する水田地帯並びにこれに続く台地に存する水田及び畑地については、那珂川沿岸農業水利事業を中心として、区画整理並びに基幹的用排水施設及び畑地の農業用水施設の整備を実施し、生産性の高い農業と農産物の需給動向に対応できる地域農業の確立を図る。

ウ 久慈川水系に属する水田については、安定的な用水の確保に努め、用水不足の生じている地域における用水対策を講じるとともに、周辺部の谷津田や点在する畑地については、地域の状況に応じて農業用排水路の整備を図る。

(2) 農道の整備

農業生産及び農産物流通の一層の効率化を図るため、主要な生産地と集出荷施設を結ぶ基幹的な農道の整備を推進するとともに、ほ場間及びほ場と集出荷施設等を有機的に連結する農道の整備を推進する。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

近年、農業従事者の減少、高齢化及び兼業化が進むなど農業構造が変化し、これと相まって、県下一円、特に県北部を中心とする中山間地域等において荒廃農地が増加する傾向がみられる。

また、農業地域における都市化及び混住化が進行するなか、地盤沈下により農業用施設の機能に障害が生じている地域や地域開発により湛水などの被害が繰り返し発生している排水の悪い地区などもみられる。

このような状況を踏まえ、農業生産の拡大の期待に応えるとともに、県民にうるおいとやすらぎを与える美しい田園風景を保全するなど農業生産活動を通じた多面的機能の十分な発揮を図るためには、農地を良好な状態で保全し、その効率的な利用を促進する必要がある。

このため、担い手への農地利用の集積・集約化の加速化や荒廃農地の解消、防災施設等の整備改修などの施策を推進し、農用地の保全と農業用施設の機能の維持増進を図る。

2 農用地等の保全のための事業

(1) 防災施設の整備、改修等

湛水等による被害を防止し、地盤沈下等による農業用施設等の機能障害を除去するため、

地域の実情に即して、湛水防除施設や農業用排水施設等の整備改修を推進する。

また、農業用施設の適正な維持管理を図るため、土地改良区における管理技術の向上等を推進するとともに、老朽化する施設の長寿命化対策を推進する。

(2) ほ場整備事業等による荒廃農地の発生防止、解消等

土地利用率の低下や荒廃農地の発生を防止するため、荒廃農地の解消にも配慮しつつ、地域の実情に即したほ場の整備と担い手への農地利用の集積・集約化の加速化を促進する。

(3) 野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進

野生鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退をもたらすとともに、農用地等を良好な状態で保全・利用するための阻害要因となることから、鳥獣被害防止措置法等による被害防止対策の推進により農用地等の保全を図る。

3 農用地等の保全のための活動

(1) 農地利用の最適化の支援

平成28年4月施行の改正農業委員会法において、担い手への農地利用の集積・集約化、荒廃農地の発生防止・解消、新規参入の促進を行う「農地等の利用の最適化」の活動が農業委員会の新たな必須業務となり、農地利用最適化推進委員を配置するなど活動体制が強化されたため、農業委員会における農地利用の最適化に向けた活動を支援し、農地の利用の効率化及び高度化を促進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農地集積・集約化の促進

土地利用型農業において、意欲ある多様な担い手に対して地域の実情に応じて農地の集積・集約化を進めることにより、荒廃農地を含む農地の有効利用を促進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営への進展を図る。

その際、農業生産基盤整備の活用等による農地の集積・集約化に加え、市町村、市町村農業公社、農業協同組合、農業委員会等が、農地中間管理機構である公益社団法人茨城県農林振興公社と連携し、まとまりのある形で農地を利用できるように配慮して担い手に貸し付ける農地中間管理事業を推進する。

(3) 中山間地域等直接支払制度の活用等

中山間地域等においては、地域の実情に即した農業生産基盤の整備を推進し、生産条件の改善を図るとともに、中山間地域等直接支払制度等を活用して、営農の継続を支援することで荒廃農地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る。また、優良種苗の安定供給、加工販売施設の整備等により、常陸秋そば、こんにゃく、茶、常陸大黒（花豆）などの地域特産物のブランド化と付加価値の向上を図るとともに、さまざまな地域資源を活用した都市住民との交流を促進し、地域農業の活性化を図る。

(4) 多面的機能支払制度の活用

農地・農業用水等の地域資源を引き続き適切に管理していくために、多面的機能支払制度を活用して、農業者、地域住民等が幅広く参加する活動組織による、地域資源の質的向上を図る共同活動を促進する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1 農業経営の規模の拡大及び農用地又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

本県の施設園芸、養豚、養鶏等の施設型農業部門は、専門化が進み、経営規模の拡大や施設の高度化が図られ、生産性の高い農業経営が展開されている。また、土地利用型農業においても、意欲ある担い手への農地の集積・集約化が着実に進んでいる。しかし一方では、農業従事者の減少や高齢化等により、耕地利用率が低下し荒廃農地が増加する傾向がみられるとともに、農業者の利用する農地が分散している状況にあり効率的な利用が困難となっている。

このような状況を踏まえ、農業経営の規模の拡大と農用地等の効率的で総合的な利用を促進するためには、地域における効率的で安定的な農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて経営改善を計画的に進めようとする農業者に農用地の集積・集約化を図るなど、経営基盤の強化のための総合的な支援を図る必要がある。

このため、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の実現に向けて、農地の流動化の推進及び高収益作物の導入等による収益性の高い農業経営の展開を促進し、農業経営の規模の拡大と農用地等の有効利用を図る。

2 農業経営基盤の強化に向けた施策

地域その他産業従事者と同水準の労働時間及び生涯所得を確保することができる農業経営の確立に向け、次の基本的方向に沿って農業経営基盤の強化に向けた施策を推進する。

(1) 農地中間管理事業等による農地集積・集約化の推進

土地利用型農業については、国の経営所得安定対策の活用による農家経営の下支えを行った上で、認定農業者や経営主体としての実体を有する集落営農組織等を育成し、これらの担い手に対して、農地中間管理事業を柱に、農業経営基盤強化促進事業の積極的な活用により、農地の集積・集約化を積極的に図り、規模拡大を推進する。

なお、県、市町村、農業会議、農業委員会、農地中間管理機構、県及び地域農業再生協議会、農業協同組合中央会、農業協同組合、土地改良事業団体連合会、土地改良区等の関係機関は、人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体に対し、効率的に農地が集積・集約化されるよう連携して推進するものとする。

(2) 土地改良事業を契機とした農地の流動化の推進

生産性の高い農業経営の確立に向け、土地改良事業の実施に併せて、農地中間管理機構と連携を図りながら、担い手への農地の集積・集約化を一体的に推進する。

(3) 農地の効率的な利用の促進

荒廃農地の農業上の利用の増進は、農業経営の基盤の強化に資するものとなるよう、意欲ある多様な担い手への集積・集約化によってその効率的な利用を確保することを基本と

する。このため、県は、農業委員会が行う遊休農地に対する利用意向調査・勧告等荒廃農地の農業上の利用の増進を図るため、その地域の実情に応じ、必要かつ効果的な荒廃農地に関する施策の推進に関し必要な助言・情報提供等を行うものとする。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

自信と誇りの持てる農業経営を展開するため、農業者の創意工夫による農業経営の展開を基本に、計画的な土地利用の確保を図りつつ、農業生産基盤や生産流通施設の整備等を推進し、競争力の強い産地の育成と消費者ニーズに応え得る品質の高い農産物の安定供給を図る。

水田については、経営の規模拡大に対応した農業生産基盤の整備を図るとともに、飼料用米や加工米等を含めて需要に応じた米の生産を基本としつつ、野菜などの高収益作物への転換、麦大豆の本作化も含め安定的な水田農業の確立を図る。

畑地については、機械化や施設化などの整備の推進、農業生産基盤の整備の推進及び地力の維持増進と合理的な輪作体系の確立等の推進を図るとともに、園芸品目の商品としての品質向上と消費者ニーズに対応した戦略を持った産地への転換を推進し、農家所得の向上と園芸産地の活性化を図るものとする。

畜産については、飼料自給率の向上や優良家畜の改良、衛生対策の充実等を進め、畜産物の品質改善と安定生産を図る。

1 農業の近代化のための施設の整備の方針

次の基本的な方針のもと、主要作目の生産の振興及び農業近代化施設の整備を推進する。

(1) 稲作

需要に応じた米の計画的生産を推進しつつ、生産組織の育成、農作業受託、利用権の設定等より、経営規模の拡大を図るとともに、中山間地域等においては小型・中型機械、平坦地帯においては大型機械というように、地域の実態に即した機械施設の組織的導入及び効率的利用を促進し、生産コストの低減を図る。

主食用並の所得が確保できる飼料用米や米粉用米等の助成金を積極的に活用し、水田フル活用を図る。

また、ライスセンター等の整備を図るとともに、コシヒカリやあきたこまちなどを中心とした高品質米生産と併せて、適正な乾燥調製技術等の普及による品質の向上を図り、茨城米の銘柄化を促進する。

(2) 麦

水田における本格的生産の定着と作付面積の拡大により自給率や耕地利用率の向上を図るうえで重要な作物であるとともに、畑地の土地利用型作物、輪作作物としても重要であり、農作業受託や期間借地による経営規模の拡大と機械化一貫体系による省力化技術の普及による作付けの拡大を図り、ばら出荷施設等の整備を推進する。

また、需要に応じた麦種及び品種への誘導を促進し、より一層の品質向上を図る。

(3) 豆 類

大豆及びらっかせいについては、畑地の土地利用型作物及び水田の転作作物として優良品種の導入及び機械化体系の普及に努め、その定着化と品質向上を図る。

(4) 野 菜

需要動向に的確に対応した計画的な生産及び出荷を図るため、ハウス等の整備、機械化一貫体系の導入や生産基盤の整備を促進するとともに、集出荷施設、鮮度保持施設、貯蔵施設等の基幹施設等の整備を推進し、消費者や実需者のニーズに対応できる産地体制を確立する。

(5) 果 樹

うまい果物づくりと産地の活性化を図るため、市町村の推進体制づくりと併せ、降霜、降ひょう等の災害による被害防止を図る施設の整備や早期出荷を図るための生産施設の整備を推進するとともに、地域の実情に応じて選果場等の集出荷施設を整備し、品質向上と集出荷の一層の効率化を図る。

(6) 花 き

花きの一層の生産の拡大を図るため、機械化や施設化などの整備を推進するとともに、広域的な集出荷施設の整備等を進め、花き市場の大型化に対応した産地の育成を図る。

(7) 特産物（茶、こんにゃく、たばこ、常陸秋そば、常陸大黒（花豆）等）

地域の特性を生かした適地適作を基本として、可能な限り機械及び施設の導入を図るとともに、需要の動向に応じた生産と銘柄の確立を図る。

(8) 畜 産

ア 乳用牛

牛群検定・受精卵移植技術等の推進により乳牛の改良速度の向上を図るとともに、フリーストール牛舎や搾乳ロボットなど省力管理施設の整備を推進し、酪農経営の近代化及び生産性の向上を図る。

イ 肉用牛

和牛繁殖雌牛について育種価やゲノム情報を活用した改良を進めるとともに、優秀な種雄牛を作出し、「常陸牛」のさらなる品質向上を図る。さらに、未利用地、荒廃農地等を活用した放牧草地や飼料畑等の造成・整備及び開発を推進する。

肥育農家については、牛舎等の施設や稲わら収集のための機械の整備を推進し、「常陸牛」の生産体制を強化する。

ウ 養 豚

系統豚の活用により銘柄化を促進するとともに、生産者が消費者ニーズにあった高品質な豚肉を安定的に供給できるように、新たな系統豚の開発を進める。また、周辺環境に配慮した家畜排せつ物処理施設の整備を積極的に推進する。

さらに、食肉センターの再編合理化を推進し、食肉処理の効率化と衛生の高度化を図る。

エ 養 鶏

規模拡大が進展するなか、地域と調和した飼養管理施設や消費者ニーズに対応した衛生的な生産流通施設の整備を推進する。

2 広域整備の構想

農畜産物主産地の拡充強化を目途として広域的な生産流通体制を確立するため、集出荷施設など各種施設の整備等を推進する。

野菜、果樹等の主産地の形成と相まって、共選及び共販体制の確立を期するため、主要地域に流通貯蔵施設を設置し流通の合理化を図る。また、畜産物の品質の向上並びに食肉処理及び流通の合理化を進めるため、主要産地の拠点として、子牛育成、種豚供給、素豚供給に関する施設、子豚市場、家畜市場及び食肉処理施設の整備強化を推進する。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保の方向

個々の農業者が経営の収益性を高め、儲かる農業を実現するため、生産性や付加価値の向上、販路の開拓など、多種多様な選択肢の中から、自らが目指す経営を実現するために必要となる手段を正しく選択し、PDCA サイクルを回して不断の努力を続けていくことのできる「経営者マインド」を備えた農業経営者を育成・確保する。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設・機械の整備

先端農機の開発が進む中、県立農業大学校において、学生がスマート農機導入による省力化や収量・品質向上等の効果について見識を深め、農機の操作方法等について学ぶことができるよう、施設・機械を整備するとともに、民間企業と連携したスマート農機の実演や研修会を積極的に実施する。

3 農業を担うべき者の育成及び確保を図るための活動等

(1) 認定農業者制度の推進等

効率的かつ安定的な農業経営の目標達成に向けて、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者の育成及び確保を図る認定農業者制度の積極的な推進を図りつつ、長期低利資金の活用、機械及び施設の整備に対する助成等を通じて、その経営改善を支援する。

(2) 新規就農に必要な情報の提供等

新規就農の円滑化を図るため、地域段階においては地域就農支援協議会等が、県段階においては公益社団法人茨城県農林振興公社が行う情報提供や就農相談会等の活動を総合的に支援するとともに、いばらき農業アカデミーをとおして、産学官連携のもと、経営の発展段階に応じた経営管理や生産技術など幅広い学びの場を提供する。

また、新規就農者が、生産基盤となる農地や施設、機械を円滑に取得できるよう制度資金の活用を促進する。

(3) 食農教育の推進

県民、特に青少年や都市住民の食料・農業・農村に対する理解と関心が深まるよう学校

教育や社会教育における食料・農業・農村に関する学習の充実及び農作業体験機会の拡大を図る。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業就業者の安定的な就業の促進の目標

本県の経済は、豊かな地域資源や地理的な有利性を活かして、農林水産業や商業、工業、サービス業などが順調に展開されている。しかし近年、農村地域においては、第2次・第3次産業への就業の増加や若年層の減少等に伴い、農業従事者の高齢化が進み、農村地域の活力が低下する傾向もみられる。

こうした状況に対応して活力とうるおいのある農村の形成を図るためには、集落営農や農業経営の法人化を推進し、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図るとともに、農村地域における定住条件の整備を推進する必要がある。

このため、地域における話合いを基本として、認定農業者や地域農業を支える担い手への農地の集積・集約化等を進め、その農業経営の規模の拡大を図るとともに、地域資源を活用した特色ある地場産業の振興や農村地域への計画的な企業等の誘致による安定的な就業機会の確保に努め、農業就業構造の改善を図る。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

(1) 地場産業の振興等

地域産業の活性化と特色ある地場産業の振興等を図るため、農山漁村振興交付金事業等を推進し、地域特産物の利用促進を図る加工販売施設の整備、新鮮さや安心を求める消費者ニーズに対応した農産物直売所の整備等を進め、地域における農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

また、農林水産業、観光産業、食品関連産業等との連携及び都市住民等の交流人口の定着に配慮しつつ、道の駅や総合交流拠点を活用した地域特産物の加工販売、グリーン・ツーリズムの振興、市町村等の広報を通じたふるさと情報の発信等を促進し、地域資源を活用した内発的な産業の創出に努める。

(2) 農村地域への産業の導入の促進

農村地域への産業の導入の促進については、茨城県農村地域工業等導入基本計画に従い、労働力の需給関係を考慮し、優良農用地の確保、自然環境の保全、地場産業との協調等に配慮しつつ、計画的な導入に努める。

また、産業の導入に当たっては、離農転職者及び不安定な兼業労働者の安定的な雇用機会の確保に努め、産業の導入と生産性の高い農業経営とが調和した地域の振興を推進する。

(3) 地域を担う人材の育成等

地域産業の活性化と特色ある地場産業の振興を図るため、農村地域を担う自信と誇りにあふれた人材の育成及び確保を図る。

また、他産業への就業希望者がその能力に応じて就業できるようにするため、職業紹介、

雇用情報の充実、職業訓練の実施等労働力の需給の調整に努め、就業の安定化を図る。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

農村地域における混住化、兼業化及び高齢化が進行するなか、地域の連帯意識が希薄化し、地域コミュニティー活動の低下が進んでいる。また、下水道などの生活環境施設については、計画的に整備が進められているものの、都市部に比べて整備が立ち遅れている状況にある。

一方、ライフスタイルの多様化等に伴って、いわゆるUターン等による新規就農者が増加する兆しがあり、自然環境に恵まれた農村地域に生活し、活動の拠点を置きながら、都市の利便性も享受できる本県の農業・農村への関心が高まってきている。

このような状況を踏まえ、活力とうるおいのある農村の形成を図るためには、農業者と非農業者の相互理解のもとで新たなコミュニティーの形成を図り、地域活動の活性化を促進するとともに、住みよい生活環境の実現を図ることが重要である。

このため、都市との交流等にも配慮しながら幅広い地域活動の促進に努めるとともに、次の方向のもとで活動拠点施設など生活環境の総合的な整備を推進する。

2 生活環境施設の整備の方向

活力とうるおいのある農村の形成に向けて、自主的なコミュニティー活動の展開や都市と農村との交流を図りながら、伝統文化の継承、生態系の保全にも配慮した水路やため池の管理など幅広い地域活動の促進に努める。

また、若者から高齢者までいきいきと暮らせる快適な農村空間の形成に向けて、農山漁村の活性化に必要な活動拠点施設や、自然環境との調和にも配慮した土地改良施設等の総合的な整備を推進する。

なお、生活環境施設の整備計画の策定に当たっては、農用地利用計画を尊重し、優良農用地の確保に留意しながら、下記により施設の適正かつ効率的な整備を図るものとする。

- (1) 計画対象施設は、整備の必要性及び緊急性の高いものとし、利用対象地域や利用戸数等を考慮した適正な規模のものとする。
- (2) 施設の整備に当たっては、地域の特性に十分配慮するとともに、類似施設との機能分担を明確にするものとする。
- (3) 当該施設の利用及び管理運営については、利用者となる地域住民が主体となり、協定や申合せ等に基づいて適正に管理運営等が行われるよう配慮するものとする。